

## 平成24年度第3回「岐阜県木の国・山の国県民会議」議事概要

日 時：平成25年3月21日（木）13：30～15：20

場 所：県庁4階特別会議室

### 議題1

#### ■木の国・山の国県民会議各専門部会の取組み状況について

（各部会長から資料1に基づき説明）

### 議題2

#### ■ぎふ木育30年ビジョンについて

（平井 恵みの森づくり推進室長から資料2に基づき説明）

#### 【質疑（ぎふ木育30年ビジョンについて）】

（山川委員）

4頁の課題であるが、課題を整理するにあたって、まず、これまでの県の様々な取組みの結果を反省しなくてはならないと思う。経済の中で飲み込まれてしまった部分もあると思うが、一貫性がなかったことだけが現状に繋がっているのか、もう少しこれまでの総括をしっかりとすることから始める必要があると思う。教育の専門ではないが、一貫性があれば、30年経ったときにすばらしい人材が育成され、木に対する県民の理解が深まるかという点は一度考える必要があるのではないかと思う。

また、9頁では「森林に対して責任ある行動」と、かなり踏み込んだ言い方になっている。例がいくつか書かれているが、山を知らない人が読んだ際に、「募金をすることが責任ある行動か」と思われぬか。もう少し踏み込んだ例を挙げるとよいのではないかと思う。また、幼少期から植えつけば本当に応援団になってくれるのかという点も疑問である。少し気持ちが入りすぎた文章になっているような気がするが、幼少期向けのプログラムの成功事例を挙げると説得力が出るのではないかと思う。

また、10頁に「具体的なプランを示すものではない」と書かれているが、林野庁の森林環境教育のホームページを見ると、プログラムを開発し普及していくとされている。地域レベルで考えるのは難しいと思う。せつかく、ステップ1から6まで整理されているので、県である程度のスタンダードを示したうえで、各自治体でアクションプランを作ってもらおうという形がよいのではないか。

また、昨日 NHK ラジオで日本農業大賞について報じられていた。受賞する福島県の喜多方市の小学校では、年間35時間の「農業科」の時間を設け、地元の農業高校が使うテキストを基に農業関係者が作成した副読本を使い学んでいるとのことだった。支援員という形での地元の参加、さらには研究会や交流会、発表会と地道に続けた結果としての受賞だが、農業に学ぶところも大きいと思う。

また、農業分野の人材育成では、単に作り方の習得では終わらず、学び・育て・販売すると、経営の仕方まで身に付けさせる形になっている。県の林業については森林文化アカデミーでも取組まれているが、経済活動に繋がるといふところまで踏み込んでどうか。農業分野の農業法人と同じく、林業には林業法人があり、生業にもできるというステップまで考えてはどうか。

(平井室長)

10頁の「具体的なプログラムを示すものではない」という記載について、実は、森林づくり基本計画の65頁に、30年ビジョンを作成した後に、具体的な木育・森林環境教育カリキュラムを作成すると記載されている。今回のビジョン作成は、その第一弾となるものであり、ご理解いただきたいが、この点をビジョンにも書き込むこととしたい。また、林業経営まで踏み込んでというご意見であるが、教育委員会と話をする中で、学校での森林環境教育ではそこまで踏み込むのは難しく、23から24頁の「参加する、行動する」の中で、経営に関心のある方はアカデミーや木工芸術スクールへ誘導してあげればいいのかということになり、このような記載ぶりになった経緯がある。他のご指摘はもっともであり、修正したいと思う。

(伊藤委員)

林業経営という視点について、農業教育との違いは、今回は林業教育ではなく、より広く森林を捉えていくという視点も入っており、その表現が難しかったという事情がある。また、応援団といった時に、単に森へ入って手入れをしたり、募金するだけではなく、商品を買うという視点もあるので、より産業に踏み込んだ視点が必要というのはもっともであるが、若干、農業のスタンスよりは意味が広がっている面はある。

また、個別に見ると、岐阜県でも森林環境教育に年間30時間取組むといった事例も出てきており、そういった取組みの中で、問題点を探りながら具体的に動かしていくのが重要なことと思う。事務局からも発言があったように、次の段階ではプログラム作成や、実際の運用の仕方を踏み込んで示す必要があると思うので、今後しっかり進めていきたい。

なお、教育にどう落とし込むかという点は難しい課題であるが、先生方と話していると、しっかりできる場所は今後も出てくる可能性が高いと感じているので、その中でビジョンを示しながら理解を深めてもらい、教育畑での応援団を増やしていくことが大切と考えている。

(山川委員)

山の教育に関しては、最初の県民会議でもお話したように、学校に森をつくった、長岡市の山之内校長の取組みが国内外でも高い評価を受けたものとして知られている。様々な考え方があるが、今回の30年ビジョンがいかにアクションプランに落とし込まれていくか、楽しみにしている。

(山田(貴)委員)

少し森から離れた議論になってしまうが、建築分野では、木は燃える・腐る・狂うという特性があるため、悪者にされがちであるが、実はそうではないということが立証されている。こういった点を中学校レベルの教育で入れることができないか。

(伊藤委員)

森を考えるうえで木とどう付き合うかという点は大きな柱であるので、どのように盛り込むのがいいかは今すぐはわからないが、検討したい。

(平井室長)

この表現でよいかという議論はあるかもしれないが、20頁に木を使うことの例示を記載している。3年生から木に触れてもらい、6年生では様々な素材と比較することで、断熱性や吸湿性といった木の特性を理解してもらうこととしている。このような形で6年生までに理解してもらえよう考えているが、今後、より具体的なプログラムとしてお示しさせていただきたい。

(山田(貴)委員)

断熱性や吸湿性、衝撃吸収力はいいが、燃える・腐る・狂うという特性については、ある条件下では確かにそうなるが、防ぐことができる。少し意味合いが違うので、検討いただけると幸いである。

(平井室長)

了解した。盛り込んでいきたい。

(河内委員)

概要では、目指す姿として「本県の森林に誇りと愛着を持ち、森林に対して責任ある行動をとることができる人づくり」とあるが、冊子の9頁では、「「ぎふ木育」を通じて森林に対して責任ある行動をとることができる人材」とあり、今まで私達が責任ある行動をとってこなかったようにも感じられる。確かにそう思う面もあるが、表現がきついと感じる。誇りと愛着を持ちというのは、例えば、「あなたの生まれた岐阜県はどういうところですか」と聞かれた時に、「何もない」ではなく、「川や豊かな森の緑がある」と言えることではないかと思うので、そういった思いを盛り込んでいただきたい。

(平井室長)

ご指摘の点は、修正漏れである。修正させていただきたい。

(中島委員)

30年と言うと自分はもう過ぎてしまっているが、これにあてはめれば、今は最後のステップである人材を育てる立場にあると思う。ビジョンではステップ6で終わりとなっているが、責任ある行動をとることができ、育てる立場になっても、また違う形で参加・行動し、考え理解を深めるという形もあり、30年だけでなく一生にわたり循環するものではないかと思う。木を使うのは、乳幼児や小中学生がターゲットと捉えがちであるが、高齢者にとっても心癒されるものであるから、ステップを上げるだけでなく、下がることも大切ではないかと思う。そういったことを記述することにより、このビジョンが県民全体を対象にしたものになるのではないか。

また、ステップ1では幼児期となっているが、乳幼児期とするべきではないか。

なお、施策についてはイベントだけで終わるのはどうかと思う。イベントは関心のある人しか来ない。例えば、幼稚園に入園する前の母親サークル活動も活発に行われているが、出前講座を開催し、つみぼぼ等で木のよさを伝える取組みも有意義ではないか。そうすれば母親が子供に県産材の木のおもちゃを買うような行動に繋がっていくのではないかと思う。また、例えば、中3で彫刻を行うが、材料は何処の木材を使っているかわからない。海外のものかもしれないが、教育委員会に働きかけ、県産材を使うこととし、生徒に渡すときに伝えてもらうといったように、まずはできることから始めてはどうか。

(平井室長)

他の方からも、年齢で分けられるものではなく、人の成長段階で分けるべきとの意見をいただいております。13頁のはじめには、「ステップは必ずしも学年や年齢で分けられるものではなく、むしろ経験の程度によって段階分けする方が望ましい」と記載したところである。ただ、学校教育を意識すると、小学校程度、中学校程度としないと先生方に分かりにくいのではないかと、ということもあり、試行錯誤の結果、このような記載になっている。

また、出前講座については、ぎふの木のおもちゃの貸出を行っている。そのほか、環境税を使い幼稚園や施設が県産材のおもちゃを導入する際に1/2を助成する事業や、学校が木の教材を

導入する際に1／2を助成するなどの取組みを進めている。要望も徐々に増えつつあり、環境税の期限である28年度まで実施すれば、相当多くの県民に岐阜の木に触れていただく機会を提供できると思う。

(川合委員)

乳幼児期からという意見があったが、できるだけ小さいうちから木に触れ合うのは大切なことである。4頁に木のおもちゃが出ているが、これは学校での教育以上に重要なことと思う。

(山田(貴)委員)

環境税の事業については、木の名前と産地を表示してもらおうという要件を入れるとよいのではないか。

(平井室長)

了解した。

(河尻委員)

前年度の状況はわからないが、例えばステップ3以降で、日本の林業の現状を知ってもらうことも重要かと思う。案ではこの点に触れている箇所が少ない気がするが、次代を担う子供に日本の林業について知ってもらうことも必要ではないか。

(平井室長)

20頁では「環境(森林)」として、3年生では「地域の講師を招き」とある。都市部をターゲットにするところといった書き方になるが、加子母や東白川、下呂等の林業地では、林業地ならではの教え方もあると思う。この点は具体的なカリキュラムで示していきたい。

(森腰委員)

現場を担う者としては、林業経営にも関心を持ってほしいとの思いがあり、是非入れていただきたいところである。また、ステップ1から6としっかり書かれているが、今の教育制度の中では小学校から中学1・2年までは熱心に取り組まれるものの、中3以降、高校・大学になるに連れて関心を持ってもらえない状況にある。しかし、岐阜県には森林文化アカデミーがあるし、ドイツやスイスでは、山で実際に仕事しながら知識を深める仕組みも確立されている。県には県のやり方があると思うが、そういった形も検討いただくと厚みのある教育ができるのではないかと思う。

(河内委員)

乳幼児への教育に関して、絵本に例えば「森がないよ」といったものがないか。小さい子供の感性は絵本で豊かになっていく。なければ作ってもらってもよいし、募集しても良いのではないか。

(中島委員)

以前、ヤマリンが紙芝居を持って訪問していた記憶がある。

(平井室長)

昨年8月に「木育キャラバン」を実施した。全国から木のおもちゃを集め、子供達に遊んでもらったが、その際に、おもちゃコンサルタントの方に紙芝居をしていただいた。その他、森林文

化アカデミーにも絵本や紙芝居に取り組んでいる方もいるが、単発的なものとなっている。今後はこれらを集約し、一つのプログラムにしていくことも検討したい。

(河内委員)

紙芝居より絵本が身近であると思う。

(平井)

検討させていただきたい。

(河尻委員)

県職員にも多くいるが、自分は森林インストラクターを務めている。インストラクターは森の現状を良く知っており、森と一般の方との架け橋役として期待できるのではないか。そういった方の活用も一つの手段だと思う。

(鈴木会長)

意見も尽きないが、その他に意見があれば配布の意見様式に記入のうえ、事務局へ提出してほしい。

#### 報告事項 1

##### ■平成25年度の林政部の施策及び予算の概要について

(河田 林政部次長から資料3に基づき説明)

#### 【質疑】

(山川委員)

林政2の「水源林保全プロジェクト」の事業概要(2)「水源林境界明確化促進事業」について、「保安林化を促進するため」とあるが、山主にとっては、県に水源保全地域に指定されると保安林化されてしまうので、境界明確化には協力したくないという話にならないか。どのような意図か教えてほしい。

(小林課長)

条例に基づき指定する水源保全地域については、公的関与を強めながら保全していきたいと考えている。その中で、どうしても必要な場合は、市町村による公有林化が有効と考えており、(3)にある支援事業を予算化している。また、もうひとつの手段として、規制の強い保安林化へ誘導することが有効と考えており、その準備を行うため本事業を予算化したところである。なお、当然のことながら、保安林化は所有者の同意がなければできないものであり、どうしても守らなくてはならない場合に保安林化を進める趣旨である。

(山川委員)

不在村地主が増えている中、そういった山林には有効な手段と思うが、地主がいる山林についてはどうかと思い、確認させていただいたところである。了解した。

#### 報告事項 2

##### ■岐阜県水源地域保全条例について

(小林 林政課長から資料4に基づき説明)

**【質疑】**

(川合委員)

過料については5万円以下とあるが、環境関係の事案では、違反すると罰金が50万円とか100万円とされている例もある。5万円で効果が期待できるか若干心配である。

(小林課長)

過料は罰則と違い、行政による秩序罰であるが、地方自治法で上限が5万円とされている。

(山川委員)

水源保全地域の指定手続きについては条例で規定されているが、この指定を解除する際はどのような手続きになるのか。

(小林課長)

指定地域の変更手続きを行うことになる。

(山川委員)

指定を変更するのではなく、その指定がそもそもなかったこととする場合、例えば県有地で保有していた土地が指定されており、そこを何かの理由で開発することとなった場合は、指定解除が必要になると思うが、その際の手続きはどうかという趣旨である。

(小林課長)

解除するということは指定地域を変更するということになるので、変更と同じ手続きをとることになる。

以 上